



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 478

2010年8月19日(木)

ボン気候変動交渉

2010年8月2日—8月6日 ボン気候変動会議サマリー

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下での長期的協力行動に関する特別作業部会第11回会合 (AWG-LCA 11)、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関する特別作業部会第13回会合 (AWG-KP 13) は2010年8月2日—6日、ドイツのボンで開催された。締約国政府1154名、オブザーバー組織457名、マスコミ42名を含め、全体で1650名を超える参加者があった。

AWG-LCA では、2010年7月に配布された AWG-LCA 議長テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8) の検討が行われた。テキストは、2010年12月にメキシコ、カンクンで開催される UNFCCC 第16回締約国締約国会議 (COP 16) の成果の準備交渉を推進するために作成され、長期的協力に関する共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディングを含めた様々な問題についてのセクションが盛り込まれている。このテキストに対して、締約国は多くの追加やオプションを新たに提案した。

AWG-KPでは、議定書附属書I国の排出削減規模が焦点となった。また、議定書の第1約束期間(2008-2012年)とその後の約束期間のギャップ(空白期間)等の法的問題が検討されるとともに、土地利用、土地利用変化、森林 (LULUCF)、柔軟性メカニズム、気候変動の対応措置の潜在的影響などの問題も取り上げられた。AWG-KPは、議長提案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2) を次回会合で議論を進めることで合意され、閉会となった。議長テキストには、京都議定書第6回締約国会議 (COP/MOP 6) 向けの各種決定書草案が盛り込まれ、締約国からの数多くの選択肢や提案が提示されている。これらの決定書の内容について未だ合意されていないが、3.9条に基づく議定書改正 (次期約束期間); LULUCF; 排出量取引およびプロジェクトベースのメカニズム; 手法問題; 附属書I国の気候変動対応措置に係わる環境、経済、社会的影響が中心となっている。

ボンで作成されたAWG-LCAとAWG-KPのテキストは、10月に行われる中国、天津での交渉の叩き台とすることが期待されており、カンクンで検討するオプションの絞り込みと成果物作成をめざす。



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

UNFCCCおよび京都議定書のこれまで

気候変動への国際社会の政治的取り組みは、1992年のUNFCCC採択に始まる。この条約は気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するための温室効果ガス大気濃度安定化を目指し、行動枠組みを規定した。

UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在194の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議（COP 3）ではUNFCCCの議定書について合意、この議定書によって先進工業国および市場経済移行国は排出削減量目標達成を約束した。UNFCCCの下で附属書I締約国と称される国々は、2008-2012年の間（第1約束期間）に6つの温室効果ガスの排出量を全体として1990年比5.2%削減し、各国がそれぞれ異なる目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在190の締約国が加盟する。

2005年、第1回京都議定書締約国会議（COP/MOP 1）がカナダのモントリオールで開催され、第1約束期間終了の少なくとも7年前までに附属書I締約国の更なる約束を検討するとした議定書3.9条に基づき、AWG-KPが設立された。

バリ・ロードマップ：COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリで開催された。交渉の結果、バリ行動計画（決定書1/CP.13）が採択され、条約ダイアログで特定された長期的協力の主要要素である緩和、適応、資金、技術移転について議論するため、AWG-LCAが設立された。また、バリ会議では、条約および議定書の2つの「交渉トラック」を対象とする、2年間のバリ・ロードマップについても合意し、2009年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5を交渉妥結の期限とした。

バリからコペンハーゲンへ：2008年、2つのAWGは4回の交渉会合を並行して開催した：4月がタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月はポーランドのポズナニでの開催であった。2009年では、4月、6月、8月がドイツのボン、10月がタイのバンコク、11月がスペインのバルセロナ、12月がデンマークのコペンハーゲンでAWG会合が開催された。

AWG-LCA：AWG-LCAは2009年前半、交渉文書の作成に焦点を当てた。このプロセスの結果、作成された文書は200頁近くに達し、全てのバリ・アクションプラン（BAP）の要素を網羅するものとなった。この文書の長さゆえ、もっと交渉テキストを扱いやすくするためのノンペーパーや読解ガイド、表、マトリックスが作成された。その結果、一連のノンペーパーが作成され、会議報告書の附属書としてコペンハーゲン会合に送られた。コペンハーゲン会議に向けて、AWG-LCAでの交渉では適応、技術、キャパシティビルディン

グの要素で十分な進展が見られたものの、緩和および資金の特定要素については「深い溝」が残っているようだった。

AWG-KP : AWG-KPの2009年の交渉の焦点は「数値」。すなわち、議定書の第1約束期間が切れる2013年以降の附属書I締約国全体の排出削減量および各国の排出削減量が議論の中心となった。また締約国は、AWG-KP作業プログラムの中に定めるその他の問題として、柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の潜在的影響についても議論が行われた。そうした議論は、議定書3.9条（附属書I国の更なる約束）に基づく議定書改定案、およびLULUCFや柔軟性メカニズムなどのその他の問題に関する文書を土台に行われた。しかし、附属書I国の全体目標および各国目標では大きな進展がなく、コペンハーゲン会議の成果文書を京都議定書の改定とするか、それとも両AWGの下での新たな単独合意とするかという問題をめぐり、先進国と途上国との意見の対立が表面化した。

コペンハーゲン気候変動会議 : 国連気候変動会議は2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンで開催された。この会議ではCOP 15、COP/MOP 5、ならびに補助機関（SBI およびSBSTA）第31回会合、AWG-KP 10およびAWG-LCA 8が開催された。12月16-18日のCOPおよびCOP/MOP合同ハイレベル・セグメントには110名を超える世界の指導者が出席した。

この会議では、プロセスと透明性をめぐる論争が目立った。なかでも、特に、少人数の「議長の子」方式で交渉すべきか、それともオープンなコンタクトグループ方式で行うべきかで、意見の対立が浮上した。また、議長国デンマークのCOP議長が両AWGの作業を反映する2つのテキストの審議を提案したことも不和の種となった。結局、多数の締約国がこの提案を拒否し、締約国がAWG会合で作成したテキストだけを用いるよう求めた。ハイレベル・セグメントでは、主要経済国、各地域、その他交渉グループの代表で構成される非公式なグループ折衝が行われた。その結果、12月18日（金）夜半に「コペンハーゲン合意」（コペンハーゲン Accord）と呼ばれる政治的合意が生まれた。

この合意がグループの合意を受けた後、全締約国が参加するCOPの閉会プレナリーが再開となり、その後13時間近くにわたる討議で、プロセスの透明性やCOPのコペンハーゲン合意採択の是非が議論された。この合意をCOP決定書として採択することは将来的に「より良い」合意に至るための前進だとして支持したが、一部の途上国が、このプロセスは「不透明」で「反民主的」だったと決め付けて反対を唱えた。結局、締約国は、COPがコペンハーゲン合意に「留意する（“take note”）」とのCOP決定を採択することで合意した。またコペンハーゲン合意を支持する国が、その支持を表明できる手順が定められた。2010年8月6日までに、137

カ国がコペンハーゲン合意への支持を表明した。また、コペンハーゲン合意の規定に基づき、80国以上が、排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報を提供した。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日、COPおよびCOP/MOPは、AWG-LCAとAWG-KPのマンデートに延長についても合意し、2010年11月29日から2週間の日程でメキシコのカンクンで開催されるCOP 16およびCOP/MOP 6にそれぞれ成果を報告するよう求めた。

ボン気候交渉（2010年4月、6月）AWG-LCA 9およびAWG-KP 11：2010年4月9-11日、AWG-LCA 9およびAWG-KP 11がドイツのボンで開催された。この会議では、各AWGがそのマンデートを達成し、カンクンで成果を報告するための2010年の作業方法および構成に議論の焦点が当てられた。AWG-LCAでは、同議長に6月の会合用の文書を議長責任に委任した。AWG-KPは、附属書I国全体および各国の排出削減量、ならびにその他の問題に関する議論の継続で合意した。

ボンでの議論は、5月31日 - 6月11日にも続けられ、AWG-LCA 10およびAWG-KP 12、ならびに第32回補助機関会合（SB32）が同時に開催された。SBSTAの会合では、全球平均気温を工業化以前の水準から1.5°C、2°Cの上昇幅に抑制するためのオプションに関するテクニカルペーパーの提案をめぐる議論が目立った。小島嶼国連合（AOSIS）の提案が幅広い支持を集めたが、サウジアラビア、オマーン、クウェート、カタールによって妨害され、進展はなかった。AWG-LCA 10では、議長の新テキスト草案が焦点となった。6月10日夜、AWG-LCA議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe（ジンバブエ）が改訂テキスト素案の先行版を配布、AWG-LCA 11での検討が可能であると伝えた。いくつかの途上国は、先行版素案が“バランスを欠く内容”であり、自国の見解が十分に反映されない限り8月の交渉のベースとして同テキストを使用するべきではないと主張したため、これを改訂したテキストが7月に回付された。

AWG-KP 12では、附属書I国の排出削減と2013年以降の期間における柔軟性メカニズムやLULUCF利用のための基本的仮説について重点的な議論が行われた。また、第1約束期間と次期約束期間の間の空白期間を回避するための対策についても取り上げられ、事務局には法的オプションに関するペーパーの作成が要請された。

AWG-LCA 11 および AWG-KP 13についてのレポート

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下での長期的協力行動に関する特別作業部会第11回会合（AWG-LCA 11）、および京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関する特別作業部会第13回会合（AWG-KP 13）が2010年8月2日からそれぞれセッションを開始した。両グループは、2010年末のカンクンの成果に向け

た交渉の叩き台となるテキストに関して集中的な議論を行った。このレポートは、ボンで行われたAWGのグループの議論について、それぞれのアジェンダを踏まえて、総括する。

UNFCCCの下での長期的協力行動に関する特別作業部会

AWG-LCAは、Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)議長によって月曜午後から開始となり、議題および作業構成(FCCC/AWGLCA/2010/9-10)を採択した。その後、COP 16の成果準備に関する主要議題への議論に入った。

COP 16の成果の準備: AWG-LCAは月曜にCOP 16での成果準備作業を開始し、月曜以降もこの件についての討議を続けた。特に、議論の進行のために7月に配布された議長テキスト(FCCC/AWGLCA/2010/8)について集中的な討議が行われた。2007年のバリ行動計画 (BAP)で合意されたセクションについての章が同テキストに含まれた。

開会プレナリーでは、議長テキストを議論の叩き台として受け入れると多くの締約国が支持した。イエメンは、G-77/中国の立場から、テキストに関して、多くの問題をもっとバランス良く公平に取り扱う必要があると指摘したが、交渉の叩き台として議長テキストを使用することには賛同した。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、森林、途上国向けの国際協議分析 (ICA)、緩和、およびモニタリング・レビュー・検証 (MRV) といった問題の詳しい説明がテキストに必要であり、もっと厳格で運用に即した文言が必要だと主張した。

エクアドルは、米州ボリバル同盟(ALBA)の立場から 1.5°C未満の気温上昇および300ppmまでの濃度目標を求めた。ロシアは、合意は主要排出国および経済国のすべてを対象とすべきだと主張。日本は、主要排出国を対象とする単一枠組みとなる法的拘束力を有する包括合意を支持し、京都議定書グループ (締約国) と非締約国とで世界を分断することに反対した。米国は、米国内の政治をめぐる懸念に対して、“カンクンの成功は米国の法案に依存するものではない”と明言した。

プレナリーでの開会ステートメントを受け、AWG-LCAのDan Reifsnyder副議長(米国)が議長を務める作業部会で議論が行われた。火曜には、長時間の議論の末、共有ビジョン; 緩和; 適応; 資金・キャパシティビルディング・技術移転の4つの草案グループに分かれて討議することになった。さらに、COP 16の成果の形式および締約国による義務、約束、行動の法的性質に関する非公式協議が行われた。こうした部会での議論により、テキストに対して数多くの異なる (そして往々にして矛盾する内容の) オプションや提案が加えられたため、ほとんどの主要課題についての文書が長文化した。こうした議論から生まれたテキストは、公式な

交渉テキストとしてまとめられ、10月のAWG-LCA前に発表となる予定だ。草案グループ討議に基づく重要な議論と提案されたテキストの追加部分の概要は以下の通り。

共有ビジョン: この草案グループはDan Reifsnnyderが進行役を務め、議長テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1、パラグラフ 1-12)の関連セクションの検討に専念した。参加者は、排出削減や地球規模の削減、資金拠出を含めたテキストの修正や追加という多くの提案を行った。

排出削減と全球気温 (パラグラフ 2): 途上国は排出量の歴史的責任を強調し、一部の国が産業革命期からの気温上昇幅を1.5°C以下に抑制する案を提案する等の意見の相違が生じたが、米国などの先進国はコペンハーゲン合意に基づいて首脳陣が合意した規制値は1.5°Cではなく2°Cであると主張した。また、この目標はインスピレーションとガイダンスになることを意図したものだが、特定の方法に基づいて大気を分割するための指令ではないと反論を展開した。サウジアラビアは、コペンハーゲン合意は、COPが採択したものではなく、法的拘束力を有する文書ではないため、これによってUNFCCC文書に何を盛り込むか決定すべきではないと主張した。

2050年までの地球規模の削減量 (パラグラフ 4): 地球規模の排出量を1990年比で“50%減”という数値から“100%以上”という幅で提案が出された。また、途上国は全体的にもっと野心的な数値目標(あるケースでは、2020年までに最大45%、2040年までに“100%以上”)で、2020年から2050年にかけての附属書I国全体の目標を特定しようという提案が出された。中国は、附属書I国の2050年の数値目標は“途上国が排出削減の残りを担当するという内容を暗示させるべきではない”という文案を提案し、途上国の貢献は、附属書I国の資金拠出と技術移転に関するコミットメントの達成次第であると述べた。

適応、資金拠出、対応措置の影響: 一部の途上国は、例えば、先進国がGNPの3%を拠出してUNFCCCの履行を確実にするという案など、附属書I国による資金拠出の義務を明記しようという案を出した。

緩和: 緩和に関する議論はAWG-LCAの下での他のどの議論よりも時間がとられ、草案グループと“スピンオフ・グループ”で5日にわたって討議された。議論の焦点となったのは、2010年7月からの議長改訂テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8)で、緩和の様々な要素を扱うセクションを含めたものだ。これらはBAP(決定書1/CP.13)の以下の主要パラグラフに基づくものである。

- 先進国による緩和 (BAP パラグラフ 1(b)(i))
- 途上国による緩和(1(b)(ii))
- REDD-プラス (1(b)(iii))

- 協力的セクトラル・アプローチとセクター別の行動(1(b)(iv))
- 緩和行動 (市場メカニズム)の費用対効果の向上のためのアプローチ(1(b)(iv))
- 対応措置の影響 (1(b)(v))

AWG-LCA 11では、議長テキスト草案が詳細に議論され、関連セクションすべての修正が提案された。この作業によって、緩和テキストが約15頁から41頁とほぼ3倍の長さになった。以下、そうした緩和の問題をそれぞれ総括する。

先進国: 本件 (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1パラグラフ14-27) はAWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長が進行役を務める火曜の草案グループで取り上げられた。主な問題として、ベースラインと目標年; 全体の削減幅; 合意の法的拘束力を有する特徴; 目標年と柔軟性メカニズムの記載を含む、京都議定書との関連; 市場メカニズムの利用と参加資格; 附属書I国の性質、およびその変更; 努力の比較可能性; 対応措置; MRV規定; LULUCF; 歴史的排出量について取り上げられた。

途上国による多くの意見として、遵守ガイドラインやMRV、国別報告書の強化の要請があった。ある途上国の締約国からは持続可能な消費と生産を追求する必要があるとの指摘があった。また、数名が、低排出計画の策定が重要だとコメントしたが、これについては先進国が全ての締約国に適用すべきことであると指摘する一方で、途上国は附属書I国だけに適用するべきだとの意見が出された。途上国は用語として“約束 (commitment)”を用いたが、多くの先進国は“目的 (objective)”の使用を主張した。

途上国: この問題 (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1パラグラフ28-51) は、AWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長が進行役を務める草案グループで、水曜と木曜に討議された。最も注目された点は、MRVに関連した途上国の報告義務、国別インベントリ、登録簿に関するもので、先進国は数々の提案を行っていた。国ごとに適切な緩和行動 (NAMAs)の種別と範囲、先進国によるNAMAs支援、支援とNAMA登録簿との関連についてもコメントの中で取り上げられた。G-77/中国は、NAMAs実施に向けた資金、技術、およびキャパシティビルディングの供与を担保するための緩和メカニズムの発足を提案した。ある途上国は、各国が支援したNAMAsはNAMA登録簿に記載すべきだと述べた。小島嶼開発途上国 (SIDS) および後発途上国 (LDCs) 向けに特別な報告条件についても議論が行われ、自主的な報告書から、他国よりも報告間隔を長く設定するという案まで様々な提案がなされた。その他、締約国の分類問題、支援の具体化、ICA等の問題についても議論にあがった。

REDD-プラス: Audun Rosland (ノルウェー)が進行役を務める草案グループのトピックとなったのが、本件である。木曜に開催されたグループ会合では、議長テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1、パラグラ

フ 52-53、およびChapter 6)の関連セクションが検討された。コペンハーゲンから送付されたテキストは“ほぼ合意済み”だと多くの参加者が指摘していたが、いくつかの争点が浮上した。特に、サウジアラビア、ボリビア、他一部の途上国が、その他の多くの締約国が反対する中で、REDD-プラス活動の実施に対する修正; 市場に関する言及の削除; オフセットメカニズムの除外等に関する提案を投げかけた。こうしたサウジアラビアとボリビアによる修正案に反対する国々からは、オリジナルテキストを含む代替案が紹介された。両方のオプションは最終草案に含められた。

AWG-LCA閉会プレナリーで、こうした意見の相違について取り上げられた。アフリカン・グループは、“これまでの合意内容を否定する”新テキストの導入によって“REDD-プラス交渉のUターン”現象が生じていると指摘。いくつかの締約国は“進展のテンポを遅らせている”として、一時は“期待分野”だった“REDD-プラスにダメージを与えてはならない”と述べた。

セクター別アプローチ: この問題 (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1 パラグラフ 54-57、Chapter 9) は AWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長が進行役を務める木曜の草案グループで取り上げられた。個別の業種 (鉄鋼、運輸など) と農業における緩和アプローチに関するもので、主に“バンカー燃料”(国際航空・海運由来の温室効果ガス)について議論が行われた。議論の大部分は、UNFCCC諸原則の国際航空機関 (ICAO)および国際海事機関(IMO)の気候変動政策への適用といった局面も含め、バンカー燃料対策におけるICAOおよびIMOの役割とUNFCCCとの関係に当てられた。バンカー燃料対策から派生しうる今後の貿易制限や制約事項、そうした対策から得られる収益分担、ICAOおよびIMOが「共通するが差異のある責任」に縛られていないという事実などが根本的な問題として指摘された。また、AWG-KPとの重複といった手続き上の問題や、ある途上国が畜産管理に関する案文を提案するといった農業に関する議論などがあった。

市場メカニズムおよび費用対効果の向上のためのその他のアプローチ: 本件 (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1パラグラフ 58、Chapter 8) は、AWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長が進行役を務める木曜のスピノフ・グループで取り上げられた。これは、緩和関連のクレジットの移転を可能にすることにより緩和を促進する取引の活用などに関するもので、論点としては:合意可能な市場メカニズムの性質;気候変動の緩和における炭素市場の実効性; 京都議定書に基づく既存のメカニズム以外の新たな市場メカニズムの創設; 炭素市場の継続性および分断化; 収益の分配; 国際市場と国内市場間のバランス; 炭素市場に対するUNFCCCの権限; 国際取引規定などがある。

中国は、今後の取引制限・選別、説明責任と報告について強調し、附属書I国はその約束を履行するためにUNFCCCが認可している手法を排他的に利用すべきだと述べた。また、別の途上国は、市場メカニズムの間

題はAWG-KPの下で扱われていると述べた。その他の国々は、民間部門の役割; 先住民の権利; メカニズムの“自主的”原則; 石油補助金の撤廃; ライフスタイルと消費パターン; オフセット; 追加性および削減・除去の十全性; 手段の地理および業種間バランス; 国内政策の利用; 手順および手続きの開発などの局面に焦点をあてた。

対応措置の影響 この問題 (FCCC/AWGLCA/2010/8、 Chapter 1 パラグラフ 59、 Chapter 7) は、金曜午前のスピノフ・グループで取り上げられ、気候変動政策が将来的に石油収益の減少を招いた場合の産油国の収益減等といった気候変動対策の悪影響の問題も指摘された。対応措置に関する主な争点の一つは、これが適応と緩和のどちらの問題にあたるのかという問題だった。

スピノフ・グループでは、G-77/中国が、COPの下でのフォーラムの設置や、特に、保険および金融リスクの管理; モデリング; 経済の多様化; 技術移転などに関して数多くの提案を行った。また、国際貿易に関する対応措置の今後の影響についても議論された。

適応: Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)が進行役となり、適応草案グループで火曜から木曜にかけて毎日何度も会合が行われ、適応に関する行動強化を促進する制度的アレンジのための各種オプション (FCCC/AWGLCA/2010/8、 Chapter 2 パラグラフ 7)が集中的に討議された。また、議長テキストで適応と緩和をもっと平等に扱う必要性; 資金; LDCsをはじめ他の締約国を含めた国家適応行動計画(NAPAs)支援の強化; 気候変動の影響に関連した損失被害への対応などの問題についても議論が行われた。損失被害の問題については、ある途上国グループが国際気候保険ファシリティ創設に関するパラグラフの追加が提案された。

週を通じて、適応に関する新たな組織の設置の必要性が焦点となり、具体的には、UNFCCCの下での適応委員会の設置が締約国を分断する主要な問題となった。G-77/中国とAOSISは、COPのガイドラインを踏まえて適応プロジェクトの技術的な側面について評価し、技術的な支援および助言を提供、承認する委員会の設立案を支持したが、総じて先進国は機能を特定し、ギャップを排除して既存制度を活用する案を支持した。また、官僚組織が新たに追加されることは適応ガバナンス機構の簡素化や迅速化にはつながらないとの考えを持っていた。米国は、適応に関して効果の薄い行動が行われていたという考え方について途上国に同意したが、これは委員会が存在していないことに起因するものというよりは、むしろNAPAsや正確な知識、技術資金の不足によるものだと主張した。しかし、途上国側は、既存のどの制度がこうした問題に対して協調的な支援を提供できるのか明確ではないのに対して、提案している委員会では具体的にその機能を備えるものだと主張した。ある途上国は、広いマンデートを有する現在の制度がしばしば適応プロジェクトと開発プロジェクトを合法的に混同させていると述べた。さらに、途上国は、適応に関する強化行動を提供するために

複数の既存制度のマネートを改正するには何年もかかる上、具体的に既存のどの制度を強化すべきか明確ではないと論じた。

その他、AWG-LCA 11で提起されたのは、適応の横断的な性質が新たな草案グループ間の分断を招いているのではないかという問題だ。そのため、適応-資金問題の草案グループによる合同会合が木曜に開催され、適応と資金メカニズムとの間の機能的な関係について明確になった。制度的なオーナーシップの問題も再度議論となり、適応委員会の役割について意見交換が行われた。インドは、プロジェクト準備支援でCOPにプロジェクト適格性基準についての情報を提供し、提案のレビューを支援するような委員会を想定した。しかし、米国、EU等は、適応委員会がグッドプラクティスに関する技術・科学的助言は提供するが、必ずしも詳細なプロジェクト評価を行ったり、プロジェクト承認に関与したりすることのない、より干渉の少ないアプローチを支持した。

金曜には、適応向けの制度的アレンジに関するオプション(パラグラフ 7)や気候変動の影響に関連した損失被害対策(パラグラフ 8)のオプションに関する議論を反映した草案が出された。両方のパラグラフ案に2つの選択肢が提示されていた。一つが既存の制度や協力に関するキャパシティ拡大・強化、もう一つが新団体の創設案である。パラグラフ 7については、両方のオプションが適応に関する行動強化へのガイダンス提供に焦点を当てているが、最初のオプションでは効果を評価するために、適応プロジェクトのポートフォリオの審査を行うとともに、実際に資金支援を申請するにあたり技術的な調整を受け評価、勧告する、資金メカニズム委員会の技術パネルとして機能する新制度を創設する内容となっている。パラグラフ 8の新制度は、リスク管理や保険、補償、復興を通じた損失被害対策を行うメカニズム案となる。

資金問題: この問題に関する草案グループではDan Reifsnyder (米国)が進行役を務め、“スピノフ”グループではBurhan Gafoor (シンガポール)が進行し、議長テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1 パラグラフ 60-64、およびChapter 3)の関連セクションについて集中的な討議を行った。

緩和、適応、キャパシティビルディング、および技術移転に関するファンド案および資金供給に関して助言を行うテーマ別組織との制度的関連(FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1 パラグラフ 60、およびChapter 3 パラグラフ 9-14)が議論の焦点となった。6月のAWG-LCA 10ではほぼ合意が成立していたと示唆する発言者もあったが、意見対立が生じた。例えば、途上国の一部が主要な審査を実施する新たな組織の創設とファンド向けの機能の連携(パラグラフ 14)を支持する一方、EU、米国をはじめとする先進国は、こうした機能の実施にあたり既存の制度を活用する方が良いと考えた。米国は、資金に対する“ダイレクト・アクセス”というさらに明確化の必要な文言に懸念を示した。

新基金の委員会の構成についても意見が分かれた。AOSISは、国連の各地域グループから3名ずつ、SIDSから2名、LDCsから2名という19名体制を支持したが、EUは、正味の支援国と被支援国間のバランスある構成を希望した。

多くのスピーカーが、新規および追加的な資金拠出の拡充(パラグラフ 2)についてのテキストに追加を求める提案を行った。ボリビアは、先進国の年間資金拠出額をGNPの6%に増額するよう提案する一方、サウジアラビアはGNPの6%に加えて2%分を、途上国における炭素回収・貯留(CCS)活動向けに上乗せする案を支持した。

技術移転: 草案グループでは技術移転に関する議長テキスト(Chapter 1パラグラフ65 およびChapter 4)について簡単に検討し、3つの未決案件、すなわち、技術メカニズムと資金メカニズムの関係; 技術執行委員会の報告機能; 知的財産権 (IPR)について留意した。提案されている技術執行委員会の正確な役割と機能性に関する最終テキストが今後の交渉スピードのアップにつながることに、参加者が合意した。AWG-LCA 閉会プレナリーでは、アフリカン・グループが、アフリカ対策の柱である、技術開発と技術移転に関する議論の時間が限られていたことが残念だと発言した。

キャパシティビルディング: 木曜と金曜に、草案グループでキャパシティビルディングに関する議長テキストのセクション(Chapter 1 パラグラフ 66-67、 およびChapter 5)を検討した。議論の中心となったのは、技術パネルの新設; 議長テキストを簡略化すべきかどうか; 早期資金の拠出に関する情報とりまとめを事務局に依頼するかどうかという3つの問題であり、多くの文章追加が提案された。

技術パネル: G-77/中国は、技術パネル、およびキャパシティビルディング支援を測定するパフォーマンス指標についての意見の両方を支持したが、先進国が新パネルは不要であり既存の制度でそうした作業を引き受けられると主張した。

テキストの長さ、 米国および他いくつかの先進国は、顕著な重複部分が存在するとしてChapter 5の序文テキストのほとんどを削除し、実務面のテキストの簡略化を提案した。しかし、G-77/中国は、現行テキストの大半をそのまま残す方が良いと主張し、キャパシティビルディングに関する行動強化について独立したセクションを設けるという同グループ案を再確認した。経済移行国 (EITs)は、自らのキャパシティビルディングのニーズについて記載することを目指した。

最後に、事務局に対して2010-2012年の早期開始資金の拠出措置について締約国からの情報をまとめてウェブサイトに掲載する権限を付与するという進行役の提案について議論が行われた。いくつかの締約国は当初、

アイディアの検討にオープンな姿勢を示したが、現在入手できる情報の価値は不明瞭であるとし、最終的には早期開始資金に関する情報を事務局がまとめるべきではないと結論づけた。

成果の形式: 木曜夕方、Luis Alfonso de Alba (メキシコ) が進行役となり、“成果の形式と締約国の義務、約束、行動の法的性質”に関する非公式協議が開催された。これは、BAP (決定書 1/CP.13、パラグラフ 1) の下で想定されたように、交渉の“合意を受けた成果”の法的形式の選択肢について、締約国による検討の手助けとなることが目的であった。事務局からは、成果の様式として可能性があるのは：法的拘束力を有する成果 (すなわち、条約); COP決定書; または、その組み合わせ、という3つの可能性のあるオプションを示すノンペーパーが提示された。

法的拘束力を有する条約という形が成果目標であると多くの締約国が述べたが、他方では法的拘束力をもつ要素と (法的拘束力のない) COP決定書とを組み合わせる方が良いとの意見もあった。EUは、法的拘束力を有する単一合意が良いと主張したが、法的拘束力を有する限り、成果の形式については柔軟な考えをもっていると言いつつ添えた。途上国は全般的に2トラック方式を尊重した法的拘束力を有する合意を支持。また、途上国は、法的拘束力を有する合意が持続性問題を解決し、国内行動と実施を達成するため各国に大きな影響力をもたらすと考えを示した。日本、米国は、法的拘束力を有する合意には、すべての主要排出国が参加しなければならないと述べた。

金曜に行われた閉会プレナリーでは、数名のスピーカーが、議論によって利用できる選択肢が明確になったと述べたが、AOSISの立場で発言したグレナダは、法的形式に関する議論では何らコンセンサスに達することができず、カンクンでの合意採択をめざして天津でも議論を続けるべきだと述べた。

閉会プレナリー: AWG-LCA 閉会プレナリーは金曜夕方から開催され、UNFCCCのChristiana Figueres事務局長が10月に中国・天津で開催されるAWG-LCA 12 および AWG-KP 14に向けた準備作業の進展について報告し、運営費として280万米ドルが必要だと指摘した。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、交渉ペースについての懸念を表明し、MRV と ICA に関してさらに議論を行うことを支持した。また、早期資金の拠出についても、コペンハーゲン合意で首脳陣が示した政治指導力を引き出すことを各国政府の代表団に要請するとともに、すべての主要経済圏からの約束をとりこむような交渉について持続性のある、公平で環境効果の高い、法的拘束力を有する成果を支持した。

イエメンは G-77/中国の立場から、天津では完全に交渉モードに移行しなければならないと主張し、UNFCCC の気候変動対応における重要な役割を強調し、ボンで作成されたテキストが天津での交渉の土台になるとの理解を示した。

コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、現時点では共通のビジョンは存在しておらず、REDDプラス交渉では“180度転換”が見られたと指摘し、この“希望ある分野”が“意図的にダメージを受ける”ことがあってはならないと主張した。レソトは、LDCsの立場から、カンクンまでの残りの交渉日数は僅か6日であるとして一部締約国に見られた“念入りな遅延戦術”を憂慮し、各国がプロセスに対して信頼を回復するよう促した。

ベルギーは EUの立場から、今次会合が期待外れだったと述べ、AWG-LCAが、すでに明確なオプションを検討しているAWG-KPと同じ土俵に立っていないことに懸念を示した。成果の法的形式については、単一の法的拘束力を有する文書が良いと述べたが、それが法的拘束力を有する限りは形式については柔軟な考えであることを示した。また、カンクンで法的拘束力を有する成果を出しえないとし、現実的に期待値を設定して、2011年に南アフリカで成果を実現するよう呼びかけた。

スイスは、環境十全性グループの立場から、カンクンでの目標は、すぐに運用可能な政治的バランスのとれた決定書一式とすべきであると主張した。

キルギスタンは、内陸地の山岳途上国の立場から発言し、コペンハーゲン以降、数ヶ月におよぶ悲観論が最近、妥協的な精神へと変質してきたと指摘した。ベリーズは中米統合機構の立場から、COP 16の終わりまでには法的拘束力を有する結果を出すことを支持した。エクアドルは、ALBA諸国の立場から、透明で包括的な交渉を求めた。バングラデシュは、“LDCsおよびSIDS諸国の特殊な立場を損ねるような取り組み”に落胆したと述べた。ウクライナは経済移行国の特別な立場について言及した。

米国は、コペンハーゲン合意で首脳陣が打ち出した政治的な取り決めによって、維持すべきバランスを実現できたと指摘したが、ボン交渉のペースを憂慮し、2011年まで結果を待つのではなく、カンクンで強力な成果を出すべく作業を進めるよう求めた。

ベネズエラは、同国がコペンハーゲン合意を却下したことを改めて表明し、天津までに緻密で詳細なシナリオを描き、できるだけ早く交渉を進めるよう求めた。

その後、AWG-LCAでは会合報告書 (FCCC/AWGLCA/2010/L.4) が採択された。AWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長は、1週間の交渉の結果、テキストが“締約国各国のテキスト”となり、10月のAWG-LCA 12で検討するための公式な交渉テキストとして編纂され、AWG-LCA 12の前に公表されると伝え

た。その後、AWG-LCA議長は、参加者の努力に感謝を述べつつ、喫緊の課題に対する各位の要請について留意し、こうした言葉が将来の会合時の行動へと転換されることを願うとの希望を語り、午後7時42分に閉会が宣言された。

京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

月曜日午前中、AWG-KP議長のJohn Ashe（アンティグア・バーブーダ）は、AWG-KP 11の成果として交渉文書を作成するという議長目標について説明した。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、気候問題の緊急性を指摘し、「おそらくは漸進的な形で、しかし間違いなく、確実に ゆるぎない決意の下に」決定を行うべきだと述べた。同事務局長は、事務局のたゆまぬ約束と支援を誓った。その後、締約国は、議題書を採択し、作業構成書（FCCC/KP/AWG/2010/8-9）で合意した。

開会ステートメントで、イエメンはG-77/中国の立場で発言し、将来の気候変動体制においては京都議定書が不可欠な要素であるとし、附属書I締約国に対し、真摯な排出制限および削減の数量目標（QELROs）を求めた。また多数の途上国が、議定書の第1約束期間（2008-2012年）とその次の期間の間にギャップが生じる可能性があるとの懸念を表明した。

ベルギーはEUの立場で発言し、EUとしては議定書の要素を盛り込んだ法的拘束力のある単一の制度を希望するが、拘束力がある限り、その法的様式については柔軟に考えていると述べた。同代表は、他の先進国が同等の約束をし、先進的な途上国が適切な貢献をするなら、EUの排出削減を30%にするとの約束を繰り返した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、LULUCF、市場メカニズム、共通の計算方法に焦点を当てて作業すべきだと述べ、同代表は、コペンハーゲン合意は世界の排出量の80%以上をカバーしていると指摘した。スイスは環境十全性グループの立場で発言し、LULUCFの算定規則や森林管理ベースラインでの進展など、LULUCFでの進展を支持した。日本は、京都議定書の単なる改定は希望しないと、2013年以降の枠組みとして、単一の包括的かつ法的効力のあるものを求めた。

議定書の下での附属書I締約国の更なる約束の考察：AWG-KPは、一つの主要議題に焦点を当てて作業を行った。すなわち議定書の下での附属書I締約国の更なる約束の考察（FCCC/KP/AWG/2010/9-10; FCCC/KP/AWG/2010/INF.2/Rev.1; FCCC/TP/2010/3; FCCC/KP/AWG/2010/Miscs. 2-5）である。この議題項目について、締約国はプレナリー会合を開き、コンタクトグループ会議および非公式協議を開催し、次の問題について議論した：

附属書I締約国の排出削減規模（「数値」グループと呼ばれる）；

議定書の第1約束期間（2008-2012年）とその後の約束期間との間に生じるギャップなどの法的問題、LULUCF、柔軟性メカニズム、方法論問題など、「その他の問題」、気候変動への対応措置において潜在的可能性がある影響結果

議論の結果、締約国は、今後の交渉の土台となすべき一連の決定書草案を含め、議長提案書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2)を（次の会議に）送った。このセクションでは、検討された各議題ごとに、議論の内容と、成果文書草案を紹介する。

附属書I国排出削減量：この問題(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.1)は、月曜日午後、および火曜日午前中の「附属書I締約国が全体として達成すべき排出削減量の規模、およびこれに対する附属書I締約国各国または全体での貢献」に関する会合期間中ワークショップで議論された。その後行われたコンタクトグループの会合では、附属書I国の誓約の野心度向上；誓約のQELROsへの転換；LULUCF、メカニズム、余剰割当量単位(AAUs)の繰越；排出削減規模；約束期間の長さや数；基準年もしくは参照年に焦点が当てられた。

会合期間内ワークショップでは、下記の議題を話し合う3つのパネルが設けられた。

- 附属書I締約国全体の排出削減に関する現在の誓約のレベルとその規模
- LULUCF、排出量取引、プロジェクトベースのメカニズムが、附属書I締約国全体の排出削減におよぼす量的な影響、ただし各国の国情、およびそれが附属書I締約国全体の排出削減量に与える影響を考慮する。
- 京都議定書の下での附属書I締約国の排出削減誓約における透明性を高める。

ワークショップの概要は本会合報告書(FCCC/KP/AWG/2010/L.5)に付す。全体については下記参照：

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12474e.html> and <http://www.iisd.ca/vol12/enb12475e.html>

Leon Charles（グレナダ）およびJürgen Lefevere(EU)が共同議長を務める附属書I国排出削減に関するコンタクトグループのその後の交渉で、締約国は、多様なオプションおよびそれが排出削減量に与える影響を探求し、文書のこの議題に関するパラグラフごとの議論を行った。

全体的な野心レベルに関し、G-77/中国は、トップダウン手法を強調し、インドおよび中国と共に、適切な誓約がない中では、これが必要であると指摘した。AOSISは、附属書I締約国の17-25%という誓約では全ての技術規則を考えた場合、有効排出削減量は1-7%に過ぎないと述べた。オーストラリアとニュージーランドは、この問題は、法的、方法論的な内容により異なることから、現時点でこの問題を明確にできないと述べた。オーストラリアは、締約国はトップダウンやボトムアップではなく反復アプローチで合意していると述べた。日本は、自国の誓約は全ての主要排出国が参加する包括的な合意がある場合にのみ存在すると強調した。

技術的規則が全体の野心度に与える影響に関し、共同議長のCharlesは、議論や議長メモ、締約国の提出文書で登場したオプションとその範囲を明らかにした。このコンタクトグループでは、これらの範囲ならびにオプションが全体の排出削減量に与える影響およびそれに対応するオプションが主な議題となった。余剰AAUs繰越の影響に対するオプションには、既存の規則の運用、需要側または供給側での対応、キャップの活用または利用制限、課税徴収などが含まれる。LULUCFに関し、締約国は、特に次の点について議論した：既存の規則の利用、LULUCFクレジットの利用制限またはシステムからの排除、LULUCFクレジットを含める余剰AAUsの排除、議定書3.7条(QELROsのAAUsへの転換)のLULUCF条項不使用。認証排出削減量(CERs)に関し、締約国は、既存の規則の利用、そして柔軟性メカニズムに関する規則の影響に対応するための新しいメカニズムの導入、CERsの追加性規定の強化、メカニズムおよび補足性に関するキャップ設定について議論した。上記の議論を受け、共同議長のCharlesは、余剰AAUsのオプションに関しては詳細な説明が必要であると指摘した。また同共同議長は、LULUCFのオプションについては、LULUCFコンタクトグループとの合同の会議が有益であると指摘し、メカニズムに関する更なる議論も有用であると述べた。

約束期間の長さや数に関し、G-77/中国は、1990年を基準年とする5か年の一つの約束期間を希望し、AOSISおよびアフリカン・グループもこれを支持した。AOSISは、これは、最新の科学に基づく目標値の調整を可能にすると述べる一方、附属書I締約国が誓約を劇的に増加させるなら、8年という約束期間を考慮しても良いと述べた。EU、日本、オーストラリア、その他の先進国は、8年間の一つの約束期間とし、参照年度には柔軟性を持たせることを希望した。

誓約のQELROsへの転換に関し、G-77/中国は、第1約束期間の排出量がQELROを超えた国にはQELROを計算の基礎に用い、第1約束期間の排出量がQELROを下回った国には現在の排出量水準を誓約に置き換えるという、混合アプローチを提案した。多数の先進国が、QELROsは計算方法ではなく交渉により決定されると述べた。日本とロシア連邦は、QELROsを包括的な合意という広範な考えに基づき解釈されるべきだと強調した。

上記のアイデアおよび提案は、8月6日、AWG-KP議長の手で同議長の提案書草案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2)に組み込まれた。同コンタクトグループ共同議長のCharlesは、AWG-KP閉会プレナリーにおいて、AWG-KP議長の文書が10月に中国の天津で開催されるAWG-KP 14での今後の交渉の基礎になりうると述べた。

土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)：この問題は月曜日のプレナリーで簡単に取り上げられ、その後この会期中を通して開催されたコンタクトグループ会合および非公式協議で議論された、これらの会合ではMarcelo Rocha(ブラジル)とPeter Iversen(デンマーク)が進行役を務めた。議長メモ

(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.2)に基づき議論が行われた。議論において、参加者は意見交換のほか、次の項目に関する4つの提案を提出した：森林管理の算定、不可抗力（異常な現象または状況で、その発生または激しさを締約国で制御できないものを意味する）、伐採木材製品（HWP）の利用、森林管理からの排出量および除去量の算定に用いる比較対象レベルの再検討。

不可抗力に関し、オーストラリア、カナダ、EU、ロシア連邦は提案書を提出し、不可抗力を構成する主要要素を指摘した。この提案には不可抗力の定義ならびに算定規則も盛り込まれた。

伐採木材製品(HWP)に関し、議長メモには2つのオプションが記載された：LULUCFの下でHWPに関する一連の規則を策定するオプション、またはHWPのセクションで規則を策定するオプションである。ニュージーランドは、HWPでの進展を強力に支持すると共に、環境の十全性、透明性の原則を考慮することも支持した、しかし、一部の締約国は、このセクションに対する懸念または懸念を表明した。ベラルーシ、シンガポール、その他の途上国は、排出量の重複計算の回避、トラッキング情報に関する懸念を指摘した。中国は他の途上国とともに、森林および他の部門における影響の可能性を明確にするよう求めた。影響可能性に関する懸念は、ツバルも指摘し、ツバルは自然林を人工林に返還する逆インセンティブの可能性について警告した。ブラジルは、クリーン開発メカニズム(CDM)の中にHWPを置くことに懸念を呈し、特に追加性を疑問視した。

上記の議論の後、オーストラリア、カナダ、EU、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、スイスは、HWPに関する提案を共同進行役に提出した。この提案には、HWP生産国の排出責任、ギャップ回避のための義務、HWPの持続可能な利用に関する規定が含まれた。

また締約国は、森林管理の参照レベルの定義、ベースライン、目標年度についても議論した。多数の途上国が、参照レベル決定の方法論に対して懸念を表明し、附属書I締約国の参照レベルは「各国の歴史的な森林管理レベルから乖離している」とし、明確なデータと客観的なレビュープロセスにより透明性を持たせるよう求めた。先進国は、全般にG-77/中国提案のレビュープロセスについて、慎重な態度をとる一方、ガイドライン、標準化プロセス、および更なる議論を提案した。金曜日、オーストラリアは、SBSTAをレビュープロセスグループに入れるとの草案を提出した。しかし途上国は、このアイデアに対し懸念を表明した。森林管理参照レベルおよび森林管理に対するキャップが、10月のAWG-KP 14での主要議題とされた。

LULUCFに関する議論の結果、木曜日にノンペーパー草案が作成され、提起された。このノンペーパーには、議長メモ原文の改訂版および締約国の提出した提案が盛り込まれた。参加者は、残された作業時間において、文書のスリム化に焦点を当てた、この中には森林算定と参照レベルとの一貫性を図った方法論への

言及が含まれ、土地管理の算定に関するオプションは排除された。このグループの作業は、AWG-KP議長文書に盛り込まれ、閉会プレナリーで次回会合に付された。

柔軟性メカニズム：この問題は、水曜日、AWG-KP副議長のAdrian Macey（ニュージーランド）が進行役を務める非公式協議で議論された。柔軟性メカニズムに関する議長メモ（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3）に焦点が当てられ、締約国は若干の改定を提案した。提案された項目は広範にわたり、次の項目が含まれた：CDMの下でのCCS；CDMの下での原子力施設；標準化ベースライン；CERs；割引係数；共同実施（JI）；CDMおよびJIの共同便益；AAUsの繰越；CER発行時の収益の一部（Share of Proceeds）（の取り扱い）；排出量取引；新しい市場メカニズム；補足性に関する量的制限についての提案の表現方法；国内のCDMプロジェクトが特定量を下回るホスト国でのCERsの活用。AWG-KP閉会プレナリーで、副議長のMaceyは、改定文書は以前の会合で確立された明確なオプションを盛り込み、十分整った文書であったことから、今回は限定的な改訂しか盛り込まなかったと報告した。他方、同副議長は、残されたギャップを埋めるため、締約国は依然として努力を続ける必要があると強調した。

方法論問題：この議題（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4）は、コンタクトグループ会合および非公式協議で議論された。締約国は、文書全体について議論し、若干の改定を行った。金曜日のコンタクトグループ最終会合で、AWG-KP副議長のAdrian Maceyは、ここでの作業がAWG-KPの新議長文書に盛り込まれたわけではないが、10月のAWG-KP 14では議論の土台となることを期待すると述べた。同副議長は、今後も文書の読み合わせを続けることは有用ではない可能性があるとして、まとめて解決できるような一連の問題のパッケージを見出すよう勧めた。

法律問題：この問題は、主に、Gerhard Loibl（オーストリア）とDaniel Ortega（エクアドル）が共同議長を務めるコンタクトグループで議論された。このグループでは、第1約束期間およびその後の約束期間との間に生じる可能性のあるギャップの法的考察に関するペーパー（FCCC/KP/AWG/2010/10）について検討した。締約国は、6月の会合でこのペーパーの作成を事務局に要請していた。

このグループの議論で、事務局代表は、この文書を「国連または事務局によるプランB」とみなすべきであり、これを京都議定書の条項にどう適用し、実施するかは締約国が決めることだと強調した。サウジアラビア、ボリビアなど一部の途上国は、この会合への参加をギャップの可能性を受け入れたとは解釈しないように強調した。多数の途上国が、京都議定書の下での第2約束期間に関する合意に焦点を当て、AWG-KPの作業をタイムリーに終了させるよう希望した。中国は、法的問題の議論に価値があるかどうか疑問視し、附属書I締約国が交渉の中で示したこれまでのステートメントでは京都議定書の継続に対する熱意が全く見られないと述べた。オーストラリアとEUは、ギャップ回避のため、あらゆる努力をすべきだと応じた。

約束期間でのギャップに対処する法律面でのオプション：事務局のペーパーは、特に次の項目について論じている：発効の迅速化を図るための改定手順の変更：条約法に関するウィーン条約に規定するとおりの改定事項の暫定的な適用；第1約束期間延長の可能性。ニュージーランド、EU、オーストラリアは、改定の暫定的な適用に対し、懸念を表明した。しかしアフリカン・グループは、「附属書Bがつかない京都議定書は死に体である」と宣言し、改定の暫定的適用を検討する規定の採択を求めた。日本は、公平かつ効果的な新しい法的枠組みを作ることがギャップ問題に対応する最善の方法であると強調した。

ギャップの可能性の影響に関し、事務局は、メカニズムまたは制度が3.1条に規定する締約国の義務達成を助けるものとされる場合には、第2約束期間なしでそのようなメカニズムまたは制度が存在し続けるかどうか「疑わしい」と指摘した。オーストラリアは、ギャップが存在しても、CDMおよびJIなど、議定書の主要要素の継続を妨げることはないとして述べた。EUは、これは締約国が決めることであり、CDMは継続すると考えるとして同意した。同代表は、世界の排出量取引の80%がEUの排出量取引スキームをベースにしていると強調し、これは約束期間にギャップがあるなしに関わらず引き続き運用されると述べた。

多数の途上国が、この報告書は価値があるが、情報が目的とのみ考えるべきだと強調した。閉会プレナリーで、締約国数カ国は、京都議定書の解釈は締約国の特権であると指摘した。

対応措置の潜在的影響結果：この問題(FCCC/AWG/2010/6/Add.5)は、月曜日のコンタクトグループで初めて議論された。コンタクトグループでは、常設フォーラムを新設するか、それとも国別報告書など既存のチャンネルを利用するかの疑問に焦点を当てて議論した。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、非附属書I諸国特有のニーズや懸念事項を報告し、評価し、対応するには、常設フォーラムが必要であると述べた。同代表は、国別報告書でも情報は得られるが、他の文書や報告書からも得られると発言した。ニュージーランドとEUは、これはSBIでの国別報告書レビュー作業と重複する可能性があるほか、締約国の主権を侵害する可能性があるとして述べた。EUは、情報は途上国と先進国の両方から得る必要があると指摘し、この問題はSBIおよびSBSTAで議論すべきだと述べた。

このグループの作業は新しい議長提案文書に組み入れられ、金曜日に発表された、この文書が今後の交渉のベースとなる。

成果文書：「議長提案文書」：金曜日、AWG-KP議長のJohn Asheは、京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束を検討する提案文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2)を配布した。この文書に含まれる決定書草案文章は次の5つの章に分かれる：京都議定書3,9条（附属書I締約国の更なる約束）に則った京都議定書の改定；LULUCF；柔軟性メカニズム；方法論バスケット；潜在的影響結果。一部の締約国は、決定書草案の文章にはこれらの問題に関する交渉促進を目的として議長が作成したメモ（FCCC/KP/AWG/2010/6 and Add. 1-5）

およびAWG-KP 13での交渉で出された提案および文章の推敲が厳密に反映されていると指摘した。議長提案文書の発表後、議長メモの文章、特に方法論バスケット（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4）部分が改定され、LULUCFに関する共同進行役のノンペーパーは10月のAWG-KP 14に先立ち、改定され、再発行される。

1章には京都議定書3.9条に則った同議定書の改定に関する決定書草案が含まれ、この中には附属書I締約国のQELROsを記載する京都議定書附属書Bの改定オプションも含まれる。加えて、第2約束期間設置のための3条および4条の要素改定に関する2つのオプションも含まれる。第2案には、次の項目など、他の条文の改定に関するオプションも含まれる：排出削減の長期目標に鑑みた議定書の条項のレビュー；収益の一部（Share of Proceeds）；排出量取引の会計責任；遵守；新しい市場メカニズム；附属書A記載の温室効果ガスリストに対する変更案。

2章には、LULUCFに関する決定書草案が含まれ、この中には次の項目に関するオプションが盛り込まれる：森林管理の算定；CDMの適格性；不可抗力；HWP；比較参照レベル。

3章には、排出量取引およびプロジェクトベースメカニズム（柔軟性メカニズム）に関する決定書草案が含まれ、オプションには次の項目が盛り込まれる：CDMの下でのCCS；CDMおよびJIの下での原子力施設；標準化ベースライン；特定のホスト締約国におけるプロジェクト活動起源のCERsの利用；CDMにおける割引係数；CDMおよびJIの共同便益；収益の一部（Share of Proceeds）；市場ベースメカニズムの追加。

4章の決定書草案には、新しい温室効果ガス、部門、排出源の分類、排出源からの排出量および吸収源での除去量における人為的な数量の二酸化炭素換算を計算する共通の計算方式、その他の方法論問題（方法論バスケット）に関するオプションが含まれる。

5章には、潜在的な環境上、経済的、社会的影響結果に関する情報検討の決定書草案が含まれ、これには、附属書I締約国が利用可能なツール、政策措置、方法論のスピルオーバー効果が含まれる。この文書において、注目すべき唯一の問題は、潜在的影響可能性に対応する常設のフォーラムを設置するか、それとも、国別報告書など、既存のチャンネルを利用するかであった。

その他の問題：この議題項目では、次の2つの問題が取り上げられた：国連資産損害の件、そしてAWG-KPおよびAWG-LCAに共通する関心事項である。

国連資産の損壊および行動規範の違反：この問題は、月曜日のプレナリーで取り上げられた。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、6月のボン会議において国連資産が損傷されたとの報道に関する調査結果を報告した。同事務局長は、WWFの代表2名とOxfam Internationalの代表1名が、国名プレートを損壊しトイレに放置した事件に関わったとし、これは行動規範に違反すると述べた。多数の発言者がこの行動を非難した。G-77/中国は、サウジアラビアの国名プレートに対する極めて卑劣な行為であると非難し、今後、UNFCCC会議への

これらの組織の参加を禁止するように提案した。EU、アンブレラグループ、ツバルも、この行為を非難したが、両組織とも既に謝罪し、これに関わった者に直ちに懲戒処分を課して対応していると指摘した。またこれら諸国は、両組織ともUNFCCCの歴史を通して価値ある貢献を行ってきたと強調した。米国は、このような問題に関する決定権は、事務局ではなくCOPにあると述べた。Oxfam InternationalおよびWWFの代表は、締約国に対し、この事件に関し正式に謝罪した。遺憾の意を示したステートメントを受けて、サウジアラビアは、謝罪を受け入れ、これ以上の行動は求めないと発言した。

非公式協議：金曜日、AWG-KP議長のJohn Asheは、今後、共通の関心がある問題に関する非公式協議が、Shin Yeon-Sung（韓国）により開催されると簡潔に報告した。AWG-KP 13は特にこれについて行動をとらなかった。

閉会プレナリー：AWG-KP 13の閉会プレナリーは、金曜日の午後に開催された。AWG-KP議長のJohn Asheは、天津に送る文書をまとめ、交渉の土台にすることがこの会議の目標であると述べた。同議長は、一連の決定書草案を含めた文書を提出した、この中には、将来の行動に関する一連のオプションも含まれている。(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2) 同議長は、この文書に関するコメントがあれば、8月31日までに事務局へ文書で提出するよう要請し、AWG-KP 14までに自身で参加者向けのシナリオノートを作成すると述べた。（議長文書の詳細な内容は、10頁を参照）

その後、参加者は、AWG-KP 13の報告書（FCCC/KP/AWG/2010/L.5）を採択し、閉会ステートメントを聞いた。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、附属書I締約国に対し、野心レベルを引き上げ、現在の約束と科学が必要としているレベルとの差を縮めるよう求めた。同代表は、カンクンの成果として京都議定書の下での新しいQELROを提案し、AWG-KPの交渉路線が先導すべきだと述べた。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、2020年までに40%、2050年までに80-95%とすることを支持した。グレナダはAOSISの立場で発言し、LULUCFの算定および余剰AAUsの繰越については抜け穴をなくすべきだと述べた。レソトはLDCsの立場で発言し、気候変動により損害を受ける人々の人権に留意するよう求めた。

ベリーズは中米統合システムの立場で発言し、AWG-KPでの進展のなさに深く当惑しているとし、カンクンではMRVのあるQELROsで合意すべきであるとし、約束期間にギャップを許すわけにはいかないと結論づけた。インドは、AWG-KPでの進展が「2トラック交渉方式を成功させるカギ」であると述べた。

ベルギーはEUの立場で発言し、京都議定書の基本要素を取り込んだ法的拘束力のある単一の制度を希望する一方、拘束力があり包括的で、気温上昇を2℃までに限定することを目指すものなら、他のオプションを考

えても良いと指摘した。同代表は、AWG-KPでは進展を感じたが、AWG-LCAでは同等の進展がなかったとして懸念を表明し、バランスをとる必要があると述べた。中国は、逆が真であるとの感触を示し、AWG-KPでの交渉はAWG-LCAよりも遅れており、追いつく必要があると論じた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、市場およびLULUCFに関係する規則を明確にする必要があるとの認識が高まっていることに満足の意を表した。同代表は、EITsの特殊事情も指摘し、AWG-KPとAWG-LCAは協調して作業すべきだと述べた。ロシア連邦、ウクライナ、ベラルーシは、京都議定書の付属書Bの改定に関して提案されている市場経済移行国の特別の地位の剥奪に反対した。韓国は環境十全性グループの立場で発言し、AWG-KP 13ではAAUsの繰越およびLULUCFの算定などの保留事項においては、環境の十全性がいかに重要であるかが再確認されたと述べた。同代表は、一部の問題においてAWG-KPとAWG-LCA間で共通の協議を行うことを支持した。

エクアドルはALBA諸国の立場で発言し、約束期間のギャップ回避を求めた。

日本は、全ての附属書I締約国が含まれておらず、必要な排出削減を実現することもない京都議定書よりは、2013年以降の法的枠組みを効果のある包括的なものにするよう求めた。同代表は、先進国と途上国の両方が、議定書の改定または新しい合意に参加すべきであるとの一貫した立場を強調した。同代表は、コペンハーゲン合意に同意する締約国は世界の排出量の80%を占めているが、議定書の下での約束は30%以下に過ぎないと指摘した。

女性および性差別撤廃NGOsは、CDMでの単一種の植林に反対した。ビジネスおよび産業界のNGOsは、締約国に対し、カンクンでは土地利用の算定での進展を含め何を達成できるかに焦点を当てるよう求めた。地方政府および地方当局は、排出削減におけるビルディング、輸送、廃エネルギー、都市計画の役割を強調した。

若者NGOsの代表は、AWG-KP議長のJohn Asheに私と結婚してほしいと発言した。Ashe氏はAWG-KP議長として議定書の保護者であり、自分は議定書を愛しているからだとし、真の愛には法的拘束力のある約束が必要だと指摘した。彼女は、冗談の後、第2約束期間ではオフセットや抜け穴なしに40%の排出量削減をするよう附属書I締約国に求めた。

議長のAsheは参加者の努力に感謝し、午後5時4分閉会を宣言した。

AWG-LCA 11およびAWG-KP 13の簡単な分析

亀かハムスターか？

国連の気候変動交渉は長い道のりと評されることが多く、そこには次第に高くなる階段があり、これを進みつつ確固とした行動が生まれ、最終的には問題に関する決定がなされる。この観点からすると、それぞれの会合が小さな階段であり、京都やマラケシュ、バリなどは、重要な一里塚として道筋を示している。このプロセスは、イソップのうさぎと亀の物語にたとえられる、足は速いが集中力に欠けたウサギに対し、ゆっくりではあるがたちどまることなく進む亀が勝つ物語である。しかし、別なたとえ話を考えることも有用であり、別な動物にたとえてもプロセスを十分に説明することができる。あるベテラン参加者は、このプロセスは亀というよりも、回し車に乗せられたハムスターのようだとし、常に前へ進もうとするが、どこにも行き着くことがないと述べた。ここでは、今回2010年8月のボンでの気候会議を、20年前の国連総会の決議45/212から始まったUNFCCCというより大きな枠の一步として検証する。

2010年8月、ボン：その内容

今回の会議の主要目的は、UNFCCCの下での長期的協力行動に関する特別作業部会および京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関する特別作業部会の現行文書において「進展を図る」ことであった。わかりやすい言葉で言うと、AWG-LCAの「議長文書」を、12月の締約国会議で採択しうる交渉可能な「交渉文書」にすることである。AWG-KPは、交渉の土台となりうる文書の作成を目的とした。交渉の進展を図ることは、こういった文書の「練り直し」も意味しており、すなわち対立する意見の違いを狭め、明確にすることである。意味のある合意を得るには、結局のところ、高度な政治レベルで合意する必要がある、このため、文書中のオプションおよび代案を数件に絞り込めば、政治家やハイレベルな代表がカンクン会議で必要な決定を行いやすくなる。

こういった目的と照らし合わせて考えた場合、8月のAWG会議は、亀にたとえるならゆっくりと確実に進むことで、最終的な「競争での勝利」に役立つことを示したといえよう、またハムスターにたとえるなら、またもや回し車を回しただけとなる。AWG-LCAでは交渉文書を作成することに成功し、AWG-KPでは文書を机上に載せることができた。両方の文書とも、10月に中国の天津で開催される次回のAWG会合で「全面的な交渉モード」に入る土台となることが期待される。

一部の参加者は、AWG-KPでの進展が特に目立つと感じており、これは文書の大部分に、LULUCFや柔軟性メカニズムなどに関する技術的な規定に関する明確なオプションが盛り込まれ、将来の政治的な決定に任せているためである。事実、ある専門家は、明確な選択肢を作るプロセスとしてAWG-KPはAWG-LCAのはるか先を行っている」と指摘した。しかし誰もがそのような評価に賛成しているわけではない、G-77/中国はAWG-KPでの進展は不適切だと指摘した。「受け入れ可能な文書」が作成されたわけだが、大半のオブザー

バーは、両AWGsとも天津で真の「交渉モード」に全面的に入るべきだと主張した。そうなれば、亀のたとえ話の方が一つ得点を稼ぐことになる。手続き上の議論が再燃するなら、ハムスター論が勢いを増す。

今回の会議では、交渉の妨げとなるような予想外の地雷原は回避できた。例外はREDDプラスの交渉であろうか、ここでは少数の締約国が、他の分野での交渉がREDDでの交渉に追いつくまで、REDDでの進展を中断すべきだとして意図的にこの問題の「足を引っ張った」と、多数の締約国が述べた。他方、その少数の締約国側は、市場や公平性、先住民などの問題に純粹で建設的な進展を与えているのだと主張し、REDDプラスに自然の吸収源ならびに「その他の」吸収源を含めることの重要性に注目した。

一部のオブザーバーは、ボン会議を評して、カンクンでの次回の締約国会議に対する期待感を制御することに成功したと述べた。ある代表が述べたとおり、「ボン会議後は、カンクンでの法的拘束力のある合意を期待するものなどおらず、むしろ決定書の実施、そして願わくは、2011年に拘束力のある合意について交渉する」という希望を抱かせた。交渉担当者の多くは、個人的にはカンクンで法的拘束力のある条約を結ぶのは不可能だと認めており、議長のメキシコ側もそれを求めておらず、前回の締約国会議で見られた過剰な期待感を回避し、安定した段階的なプロセスへの政治的な支援を確保するには、一般の受け止め方を管理することが重要である。

しかし文書の練り直し、スリム化となると進展はそれほど明確ではない。AWG-KPの下でのメカニズムやLULUCFなど一部の問題では進展が見られた。しかしある参加者の言では、「熟すればものごとは拡大する」のである。この現象はAWG-LCAの8月の文書に見られ、45頁から未だ決まらない頁数（おそらくは3桁）に膨らんだのである。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweがプレナリーで怒って発言したとおり「締約国はその政治的な立場を文書に忍び込ませた」のである。ハムスター観からすると、一回りして2009年の6月に立ち戻ったのである。多数の参加者は、数カ国の締約国が一部の問題に無数の追加をしたのは、将来の会議において、公平性や対応措置といった問題で影響力を確保しようと「人質にとった」ようなものだと感じていた。しかし、他のものは楽天的で、ただ単に、各締約国がそれぞれの問題を提起しようとする段階というに過ぎないと指摘した。

文書それとも合意?

技術オプションの練り直しを前進とみなすがどうかでは議論が分かれた。交渉プロセス内外の多数の者が、現在の政治的意思が技術オプションでの合意に換われるものかどうかを疑問視した。ある参加者が指摘したとおり、AWG-KPの下での分野などにおいて文章の大幅な推敲を行うことで、京都議定書改定の基礎となりうる明確なオプションが得られた。しかし、気候変動交渉という広範な概念においては、このような推敲作業も全く無意味なものとなりうる。一部の先進国は、全ての主要排出国が参加する世界的な合意ができて初

めて第2約束期間について検討できるとの考えに固執している。他方、大半の途上国は、先進国がまずそれぞれの約束を果たし、2013年以降の目標を設置すべきであり、少なくとも一人のベテラン参加者は、「そのようなことが2012年より前に起こることはありえない。」と発言した。

文書が先かそれとも合意が先か、先進国の目標が先かそれとも途上国の行動が先かは、プロセスにまわりつく基本的な疑問であり、特に南北間には深い不信の念が存在する。現在のところ、交渉プロセスは、京都議定書の交渉と運用化の経路とは極めて異なる経路を進んでいるようだ。京都の場合は、京都で政治的な妥結が行われ、その後の4年間の交渉で議定書が運用可能とされ、結局2001年にマラケシュ合意となった。しかし、現在のところ、2013年以降の合意に関する交渉は、政治的な合意を可能にする手段として、技術的な規定についての交渉を最初に終わらせることに焦点を当てる、京都とは逆の方法がとられている。政治的な意思決定抜きでの技術面での進展を支持するものは、たとえば京都議定書の第2約束期間での政治的合意がなかなか実現しない場合でも、技術オプションの確定に成功すれば、これを交渉の他の分野に利用できるように変換することも容易だと指摘する。しかしこのような「利用可能なように変換する」という考えは、大半の途上国に人気のない可能性が高く、特に、AWG-KPとAWG-LCAの区別をあいまいにしかねない場合にはそうである。

さらに会議を重ねることはさらなる進展を意味するのか？

「8月にまた会議など信じられない」と休暇を台無しにしたある参加者は不平を口にした。「何の交渉をどういう方法で交渉するか、交渉にばかり時間をかけるのなら、これほど多数の会議を開催することに、どういう意味があるのか」と不機嫌な口調で続けた。この参加者のコメントは、これほど密な交渉スケジュールに合理性があるかどうかとの懸念の高まりを示している。別の消息通は、「これは持続可能ではない。参加者は、年5回の会合開催がいつまでも続けられるかのように行動しているが、すぐにでも成果を挙げなければ、栓が閉められるだろう」と指摘した。しかし、だれもがこのような意見に賛成しているわけではなく、楽観主義者は、ベルリンマンデートのアドホックグループがCOP3までは同じような多忙なスケジュールを経て、結局は京都議定書に結びついたし、手続き上の論争が全て交渉の本質というわけではないと指摘した。ウサギと亀の例え話を借りると、より多くの会議開催は、長い道のりをさらに遠くまで行かせることになる。ハムスターに例えた場合、さらなる会議開催は回し車がより早く回るだけのことだ。

道を進むのか、それとも回し車から外れるのか？

「どのプロセスにもアップダウンはある」とあるオブザーバーはつぶやき、「今は下降しているようだ」と述べた。このような考えは、最近の気候サークルのムードをかなり正確に表現しているようだ。ある参加

者は、「コペンハーゲンに全てをかけてしまった」と述べた。「コペンハーゲン以降、UNFCCCプロセスは我々の優先事項ではなくなった」とあるNGOのオブザーバーも認めた。「カンクンや南アフリカで合意するとは思えない」と失望したベテラン参加者も予測した。他の者は、米国の気候関連法の成立がますます望み薄となったことを懸念し、これがなければ合意にいたることはできないと多くの者が感じていた。ボンでは、米国内閣での法律の不成立という話題がほとんど出てこなかったことは驚きと言えるかもしれないが、大半の参加者は、肩をすくめて「もともと、それほどは期待していなかった」とコメントした。

亀のたとえ話で言えば、そのようなモラルの低さは悲惨であり、決定や忍耐力を吸い取ってしまう。ハムスターの話であれば、低いモラルも大きな問題ではない、回し車が止まっていようと、全速で回っていようと回し車にとどまっているのには変わりはないからである。

コペンハーゲンの名残は、雰囲気に影響を与えているだけでなく、考え方にも影響を与えている。コペンハーゲンに先立つ数年では、交渉の全てのレベル、全ての側面において、各代表団、シンクタンク、学界、市民社会全般が大変な想像力を発揮し、多くの知的研究を行ってきた。コペンハーゲン以降、新しいアイデアの流れは、ほとんど停滞したままである。思考する者は、どこか別なところを向いているようである。「コペンハーゲン後の頭脳流出が一時的なものかそれとも長期的な傾向かはまだわからない」と自国政府から研究助成金を削減されたばかりのある研究者は言った。数人の参加者も、代表団の人数削減や人員のレベルの低下を指摘した。

「まだコペンハーゲンから回復している途中だ」とある参加者は結論付けた。コペンハーゲンを越えて前進するには時間と努力が必要である。交渉を亀にたとえるなら、さらなる忍耐力が必要であり、長い道のりを見据えて決意を新たにすることがある。ハムスターに例えるなら、回し車から飛びおり、かごの外のことを考え、新たなエネルギーとアイデアを交渉プロセスにもたらすことを意味するだろう。

収支表のプラスの面を見てみると、新しいUNFCCC事務局長であるChristiana Figueresが、皆の思いや心を変えてゆき、徐々に「コペンハーゲンのダメージを修復する」のではないかと期待感がある。大半の者は、まだ判断するのは時期尚早としているが、数人の参加者は、同事務局長の「職に熱心な」それでいて「押しつけがましくない」方式を称賛し、「一つ間違えば大問題となった「トイレゲート」事件（6月におきた国名プレート損壊事件）を上手く処理した」と認める者もいた。

参加者が飛行機でそれぞれの首都に戻り、天津やカンクン、それ以降に対する戦略を練り始める中、質問をする価値があると思える疑問がある：UNFCCCの交渉プロセスは亀のようなものなのか、それともハムスターのようなものなのか、そしてそれについて何をすべきなのか？



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

今後の会議予定

第6回オーストラリア—ニュージーランド気候変動とビジネス会議：この会議は、政策上の不確実性がある中でビジネスが気候変動への対応を進める方法に焦点を当てる。日時：2010年8月10-12日；場所：オーストラリア、シドニー；連絡先：FIONA DRIVER；電話：+64-9-480-2565；ファクシミリ：+64-9-480-2564；Eメール：F.DRIVER@CLIMATEANDBUSINESS.COM

；インターネット：[HTTP://WWW.CLIMATEANDBUSINESS.COM/INDEX.CFM](http://WWW.CLIMATEANDBUSINESS.COM/INDEX.CFM)

第2回半乾燥地域の気候、持続可能性、発展に関する国際会議(ICID 2010)：この会議は、世界の半乾燥地域における持続可能な発展に焦点を当て、脆弱性、貧困、不平等を削減し、天然資源の質の向上を図り、持続可能な発展を促進するというミレニウム開発目標の達成促進を目指す。日時：2010年8月16-20日；場所：ブラジル、FORTALEZA；連絡先：事務局；電話：+55-61-3424-9608；Eメール：CONTACT@ICID18.ORG；インターネット：[HTTP://ICID18.ORG](http://ICID18.ORG)

中南米での森林統治、地方分権、REDD+に関するワークショップ：この会議は、UNFCCC COP 16およびUN森林フォーラム第9回会合の両方の会議への貢献を目指す。日時：2010年8月30日から9月3日；場所：メキシコ、オアハカ；連絡先：CIFOR；電話：+62-251-8622-622；ファクシミリ：+62-251-8622-100；Eメール：CIFOR@CGIAR.ORG

；インターネット：[HTTP://WWW.CIFOR.CGIAR.ORG/EVENTS/CIFOR/DECENTRALISATION-REDD.HTM](http://WWW.CIFOR.CGIAR.ORG/EVENTS/CIFOR/DECENTRALISATION-REDD.HTM)

気候担当閣僚の非公式会議：スイスおよびメキシコ政府が共催する会議は、UNFCCC COP 16の準備促進を目的とし、気候の保護に対する長期資金供与に焦点を当てる。日時：2010年9月1-3日；場所：スイス、ジュネーブ；連絡先：FRANZ PERREZ, INTERNATIONAL AFFAIRS DIVISION, FEDERAL OFFICE FOR THE ENVIRONMENT；電話：+41-79-251-90-15；Eメール：INFO@BAFU.ADMIN.CH；インターネット：[HTTP://WWW.BAFU.ADMIN.CH/](http://WWW.BAFU.ADMIN.CH/)

MSI+ 5ハイレベル・レビュー：SIDSの持続可能な発展のためのバルバドス行動計画実施を目的とするモーリシャス戦略の5年目レビュー(MSI+5)は、2010年9月、国連総会ハイレベル会合の中で行われる。日時：2010年9月24-25日；場所：ニューヨーク国連本部；連絡先：HIROKO MORITA-LOU, UN DIVISION FOR



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

SUSTAINABLE DEVELOPMENT ; 電話 : +1-212-963-8813 ; ファクシミリ : +1-212-963-4260 ; Eメール :

MORITA-LOU@UN.ORG

; インターネット : [HTTP://WWW.UN.ORG/ESA/DSD/DSD_AOFW_SIDS/SIDS_MILEMAJOMEETMSI5.SHTML](http://WWW.UN.ORG/ESA/DSD/DSD_AOFW_SIDS/SIDS_MILEMAJOMEETMSI5.SHTML)

AWG-KP 14および**AWG-LCA 12** : 京都議定書附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループの第14回会合 (AWG-KP 14) および条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループの第12回会合 (AWG-LCA 12) は、会合を開催し、作業を継続する。日時 : 2010年10月4-9日 ; 場所 : 中国、天津 ; 連絡先 : UNFCCC SECRETARIAT ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; Eメール : SECRETARIAT@UNFCCC.INT ; インターネット : [HTTP://UNFCCC.INT/](http://UNFCCC.INT/)

IPCC-32 : 気候変動に関する政府間パネルの第32回会合では、第5次評価報告書(AR5)作成の進展状況などが話し合われる予定。日時 : 2010年10月11-14日 ; 場所 : 韓国、プサン ; 連絡先 : IPCC SECRETARIAT ; 電話 : +41-22-730-8208 ; ファクシミリ : +41-22-730-8025 ; Eメール : IPCC-SEC@WMO.INT ; インターネット : [HTTP://WWW.IPCC.CH](http://WWW.IPCC.CH)

生物多様性条約(CBD) COP 10 : 生物多様性条約の第10回締約国会議では、特に生物多様性喪失率の大幅削減を目指す2010年目標の達成状況が評価される見込みである。それに先立ち、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の締約国会議が開催される。日時 : 2010年10月18-29日 ; 場所 : 日本、名古屋市 ; 連絡先 : CBD SECRETARIAT ; 電話 : +1-514-288-2220 ; ファクシミリ : +1-514-288-6588 ; Eメール : SECRETARIAT@CBD.INT ; インターネット : [HTTP://WWW.CBD.INT/COP10/](http://WWW.CBD.INT/COP10/)

デリー国際再生可能エネルギー会議(DIREC) : この会議は、再生可能エネルギーに関する閣僚レベルの第4回世界会議であり、閣僚会議のほか、ビジネス間会合、官民会議、サイドイベント、トレードショー、展示会も合わせて開催される。日時 : 2010年10月27-29日 ; 場所 : インド、ニューデリー ; 連絡先 : RAJNEESH KHATTAR, DIREC SECRETARIAT ; 電話 : +91-98717-26762 ; ファクシミリ : +91-11-4279-5098/99 ; Eメール : RAJNEESHK@EIGROUP.IN ; インターネット : [HTTP://DIREC2010.GOV.IN](http://DIREC2010.GOV.IN)

気候投資基金(CIF)信託基金委員会および小委員会会合 : この会議は世界銀行が主催しワシントンで開催される予定。日時 : 2010年11月8-12日 ; 場所 : ワシントン ; 連絡先 : CIF ADMINISTRATIVE UNIT ; 電話 : +1-202-458-1801 ; Eメール : CIFADMINUNIT@WORLDBANK.ORG ; インターネット : [HTTP://WWW.CLIMATEINVESTMENTFUNDS.ORG/CIF/NOVEMBER_MTGS_2010](http://WWW.CLIMATEINVESTMENTFUNDS.ORG/CIF/NOVEMBER_MTGS_2010)



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

第22回モントリオール議定書締約国会議(MOP 22)：この会議は、2010年11月、ウガンダのカンパラで開催予定。日時：2010年11月8-12日；場所：ウガンダ、カンパラ；電話：+254-20-762-3851；ファクシミリ：+254-20-762-4691；Eメール：OZONEINFO@UNEP.ORG インターネット：HTTP://OZONE.UNEP.ORG/EVENTS/MEETINGS2010.SHTML

11月G-20サミット：2010年、G-20の議長国は韓国。日時：2010年11月11-13日；場所：韓国、ソウル；連絡先：PRESIDENTIAL COMMITTEE FOR G-20 SUMMIT；Eメール：G20KOR@KOREA.KR；インターネット：HTTP://WWW.G20.ORG/INDEX.ASPX

第16回UNFCCC締約国会議および第6回京都議定書締約国会議：第33回SBIおよびSBSTA会合も同時に開催される。日時：2010年11月29日から12月10日；場所：メキシコ、カンクン；連絡先：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；Eメール：SECRETARIAT@UNFCCC.INT；インターネット：HTTP://UNFCCC.INT/

用語集

AAU	割当量単位
ALBA	米州ボリバル代替統合構想
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書附属書I締約国の更なる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
CER	認証排出削減量
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会議
EIT	経済移行国
GNP	国民総生産
HWP	伐採木材製品

ICA	国際的諮問および分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
JI	共同実施
LDC	最後進国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	モニタリング、レビュー、検証
NAMA	国家適切緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
QELROs	排出量制限および削減の数量目標
REDD-plus	途上国における森林減少からの排出量削減、保全も含める
SBI	UNFCCC実施に関する補助機関
SBSTA	UNFCCC科学的技術的助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼後発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Simon Wolf. The Digital Editor is Lella Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Quebec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - May/June 2010 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.